

(竊問第百二十四号) 昭和二十二年十一月二十日配付

治安協会等に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年十一月十八日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

治安協会等に関する質問主意書

一、各都、道、府、縣にて治安協会を自治的に創立してゐるが、一方的に見ると自治的であるが、又一方は官僚的でもある。縣当局より各警察署に民間人を集めて治安協会を創立してゐるその第一目的は寄附金を集める仕事为主である。この半額を、縣の方に納入する組織である。政府の方針処見を問う。

第二の目的はこの金にて警察官の生活不足分を補助する方針であるが、良く運営してもらいたいのが、政府の方針を問う。

二、近時、司法当局の犯罪検挙は二〇%前後の低率であるのは警察官をゴマかす巧妙犯人が多いからである。犯罪は増加するばかりの今日、特に衣類泥棒の増加及びその被害は甚大なるものである。この被害はホトンド、犯人が検挙されていないので犯人は続出し益々巧妙を極め治安は乱れ、國民は政府の無力をなげき滅亡國家への轉落さへ叫ぶようになってゐる時に当り、輝ける治安の影に努力する巧妙なる警察官を厚く待遇すべきであるが、政府の処見を問う。